

ョン過程が進展すると見る《過程論的》アソシエーション論」のリアリティに対する共感である。

それは今に必要な主体形成論であるからだ。今日のポスト産業社会の進展、それはとりもなおさず就労機会の喪失としてフリーターやニートを増大させている。同時に高齢社会の到来はサービス労働の新しい公共を創る社会的変化を求める磁場は、公務員労働と企業労働、つまり雇用労働のあり方を鋭く問い、NPOやワーカーズ・コレクティブという自主的で非営利なもう一つの労働を生み出しつつある。

EUにあつては、若者たちの失業を脱するための「労働挿入」の「社会的企業」が、大きな注目を集めている。ヨーロッパ市民は、「ベルリンの壁」崩壊以降、「第三の道」をめざす動きの中で、非営利・協同組織による市民事業の推進と社会的排除にあう「社会的に不利な立場の人々」を社会的に包摂する仕組みを創りだしてきた。そこには田畑氏が『ドイツ・イデオロギー』と「諸個人の連合化」のなかで触れられた「経済社会システム」、なかでも「労働論における労働の『活動』への転化」という地平が、今日、私たちの社会の足下で静かな変革として進展しはじめているという事実である。それは《公》セクターと《市場》セクターとは違う《共》セクター、つまり非営利・協同セク

ターを市民が担う《新しい公共》として創りだし自治社会を深める現代的課題と結びついている。だが同時に現実には「協同組合の株式会社化」や「NPOの商業化」という市場主義への傾きにみまわれているのも事実であり、それゆえ価値と原則を重視し、創造的妥協の市民事業立案と新しい労働現場創出が問われるなかで切り拓かれる地平でもあるのだ。(つづく)

註1 『反システム運動』(大村書店)

註2 『響き合う社会運動』(佐藤浩一・市民セクター政策機構ブックレット)

註3 『社会運動の社会学』(有斐閣選書)

註4 『ウェーバーからハバーマスへ』(佐藤慶幸・世界書院)

註5 『生活世界と対話の理論』(佐藤慶幸・文眞堂)

註6 『危険社会』(ウルリヒ・ベック)

註7 『君子蘭の花蔭に』(清水慎三氏の思い出・刊行委員会)

註8 『マルクスとアソシエーション』(田畑稔・新泉社)

註9 『20世紀の意味―「永続革命」から「市民的ヘゲモニー」へ』(市民セクター政策機構)

「竹島(独島)」を読む(下)

山内正紀

■下條正男教授への『半月城通信』の反論

一方、「竹島は日本固有の領土」論を主張するのが、下條正男拓殖大学教授の『竹島は日韓どちらのものか』(文春文庫)である。下條教授は、さる九六年から九九年に韓国の学者と竹島に独島論争を展開し、日本側論者の代表になつた感があるとされる人である。

●触れられていない「鳥取藩古文書」

この下條教授の本によると、「日本側の領有権論拠とし」「日本政府が竹島の歴史的権原を示す文献」としているのが、松江藩士の斎藤豊仙が書いた『隠州視聴合記』(二六六七年序)であるという。以下は下條教授の記述である。

『隠州視聴合記』の『国代記』には「日本の乾(北西)

の地、此州を以つて限りと為す」と記されていることから、日本政府はこの『国代記』にある「此州」を鬱陵島のことと解釈し、それより東にある竹島は当然、日本領であると解釈した。

「ところが、『韓国の領土』(一九六九年刊)の著者である李漢基氏は『(隠州視聴合記)を』精読すると、隠州(隠岐島)を日本の乾(西北限界)としていることは分明である。日本側は鬱陵島と独島が西北限界と誤読している」と主張した。さらに、慎鏞廈氏も「独島の民族領土史研究」(一九九六年刊)で、「此州」を隠岐島と解釈し、『日本側の資料は、発掘者の意図とは異なり、鬱陵島と独島が高麗の領土であり、日本の領土でないことを明白に示している』と決めつけたのである。しかし、「此州」は、李漢基氏や慎鏞廈氏が主張するような隠岐島ではありえな

い」。
この下條教授の主張には、『半月城通信』から反論があるが、同時に「徳川幕府が『竹島一件』で竹島（鬱陵島）を放棄した事実が重要なのであり、それ以前の『隠州視聴合紀』の解釈はさして重要ではない。竹島放棄により『松島、竹島は我が版図』という構図が崩壊したことが重要」とも指摘されている。

これらに対して、内藤教授は次のように言っている。「現在の竹島（独島）領有権にも関わる問題として、特に『日本乾地以此州為限矣』の文言が意味するところをめぐって、日韓両国の学者の解釈は対立したままで今日に至っている。対立している論点は、『日本乾地』すなわち、日本の西北境を竹島（鬱陵島）とする日本側に対して、韓国側では隠州（隠岐国）とみているところである」。

この点で、日本の西北境界を、下條教授は「竹島（鬱陵島）」「半月城通信」は「隠岐国」とするのだが、内藤教授の主張は、「隠州視聴合紀」が、「一六九八年の竹島一件が結着する以前の時期である一六六七年にまとめられた文獻である以上、幕府の特別許可を得て竹島渡海事業が行われている時期であるから、竹島（鬱陵島）を日本の乾地（西北境）と思って記述したことは当然とみななければならぬ」ということである。肝心なのは、例え「隠州視聴合

紀」で日本の西北境を竹島（鬱陵島）と判断したとしても、「竹島一件」の結着によって日本の領有権は放棄・結着しているとの立場であろう。これは、『半月城通信』と共通する。

しかし不思議なことは、下條教授の本に、「竹島一件」や江戸幕府の渡海禁止に触れても、この「一六九五年当時」に日本最高権力機関である幕府と地方政府の鳥取藩の間でやりとりされた公文書」についての言及がないことである。このとき、竹島（鬱陵島）も松島（竹島）独島）も日本のものではないとされた重要な古文書があるのだから、その検討を通じて竹島問題を解明するのが常道のはずである。しかし、なぜか下條教授はこれを無視して自説を展開している。ここは下條教授の決定的弱点であると思われる。

●「外一島」はどこか判然としない？

下條教授の本では、一八七七年の太政官達とそれに先立つ島根県の伺いについては言及している。しかし、ここで「島根県は……竹島（鬱陵島）と外一島は朝鮮領である」という認識を示した。鳥取藩や対馬藩と違って、島根県は元禄期に起こった「竹島一件」の当事者でなく、鬱陵島の事情にも疎かった」とされ、あたかも信用の置けないものとされているのである。私は下條氏のこの主張にも疑問を

感じる。内藤教授の本では「島根県も鳥取藩時代の『竹島一件』にかんする記録を調べ」とされていたからである。

しかも、例え島根県が事情に疎かったとしても、島根県の伺いは内務省の独自の検討を経て、その上、太政官調査局で審査されたのちに達とされている。この通達は正当性をもち、生きていると判断するのが当然ではないか。しかし、ここでも下條教授は「太政官による審査は、十分とはいえなかった」とする。その理由は「『竹島外一島』の『一島』が、今日の竹島を指すのかさうではないか、判然としないからである」。

これにも『半月城通信』が、真っ向から反論している。そこでは、「下條氏は『一島』がどこを指すのか判然としないと書きましたが、そんなことはありません。関係書類で『一島』は明確になっています。下條氏はその関係書類を恣意的に無視しているようです」とされる。ここでいう関係書類とは、島根県が内務省へ提出した伺いに付けられた附属書類で、そのなかでとりわけ重要なのが「由来の概略」であり「この書類で『一島』がどこを指すのかが明らかになっています」。

詳細は省くが、『由来の概略』の記述では「島どうしの相対的な距離関係や島の大きさや様子などが現在の竹島、独島および鬱陵島に大筋で合致」し、「したがって、伺い

●石島がどこを指すのか？

なお、下條教授の主張への『半月城通信』の反論は、一九〇〇年の大韓帝国の勅令四一号をめぐっても展開されている。なぜなら、「この勅令四一号は領有権問題にとつてきわめて重要です。もし、そこに書かれた『石島』が竹島、独島をさすなら、同島は『狼どもの国際法』にてらしても韓国領とするのが妥当であり、竹島（独島）を無主地と強弁して領土編入した日本の行為は無効になる」からである。

内藤教授が石島を竹島、独島とし、竹島は無主地ではないと主張したのは、先に見たとおりであった。『半月城通信』によれば、「日本人研究者は、石島を竹島、独島ないしは不明と考えているようですが、そのなかでただ一人（？）下條氏は、かつて石島は鬱陵島直近の観音島であると断定して」いた人である。ところが、「最近、自説を撤回したのか、『石島はどこを指すのか判然としない』と変

説した。これは『竹島は日韓どちらのものか』での記述を指していることである。その石島をめぐる『半月城通信』の解説は竹島＝独島であるということだが、その内容はここでは省略する。『半月城通信』は、竹島（独島）問題で豊かな知識、理論を展開しており、勉強になる。一度、アクセスすることをお勧めしたい。(WWW.han.org/a/half-moon)。

■『東京新聞』での下條・内藤両教授の対論

下條、内藤両教授が『東京新聞』で対論している。その一部を次に紹介したい。

まず下條氏の主張は次の通りである。

―竹島が「日本固有領土」という根拠は。

下條正男・拓殖大学教授「一六六七年に松江藩士が書いた隠岐の巡視記録に、竹島と鬱陵島が日本の『最北限』と記されている。これに先立つ、一七年、鳥取藩の米子町人二人が幕府から鬱陵島への渡海許可を得た。幕府が鬱陵島とその途上にある竹島を領土と認識し実効支配していたのは明らかだ。この事実に基づき一九〇五年に明治政府は竹島を日本領土と閣議決定し、島根県が県土編入した」

―幕府は一貫して竹島の領有意思を持っていたのか。

「絶海の孤島で、漁民さえ立ち寄りなかつた竹島について

と言うが、渡海禁止によって竹島に行く者も途絶えた。竹島は朝鮮のものだと認識されたとみるべきだ」

―日本側が領有を否定したと考えられるのはこれだけか。「もう一度ある。明治時代に入ると鬱陵島に渡る日本人が再び出始めた。一八七六年に同島の開発申請が出されたのに対し、明治政府は翌年、鬱陵島とほか一島は『本邦と関係ない』という太政官決定を下した。『ほか一島』は属島である竹島を指すとみられる。つまり、日本は江戸時代と明治時代に二度、竹島が無関係の島だと言ったが、領有意思を主張したことは一度もない」

―朝鮮側は長年、鬱陵島の無人化を実施した。属島の竹島は見たこともなかつたはずで、結局、竹島はだれのものでもなかつたのでは。

「一九〇〇年に大韓帝国勅令で鬱陵島を領土と宣言し、属島の『石島』を管轄するとした。石島は竹島のこととみられ、既に領有国は決まっていた」

これまで紹介してきた内容が、簡潔に述べられている。とりわけ、下條教授がここでも「鳥取藩古文書」について触れていないこと、他方、内藤教授が江戸幕府の「竹島一件」結着と明治政府の「太政官達」を重視する姿勢において鮮明であることが知れるのである。

て領有権など起こりようもなく、幕府によって一六九六年に鬱陵島への渡海が禁止されたときも、竹島は問題にされなかつた」

これに対し、内藤氏は次のように主張している。

―日本の外務省は「竹島は歴史的にも国際法上もわが国固有の領土」と主張しているが。

内藤正中・島根大学名誉教授「一七世紀半ばまでに、幕府が鳥取藩の米子町人に渡海許可を与えることなどを通じて実効支配してきたというのが日本政府の主張だが、非常に複雑な説明に終始しており、固有領土論は根拠が薄いとというのが実態だ」

―渡海許可を得た町人の家に伝わる文書では、鬱陵漁島や竹島を幕府から「拝領」していたとある。

「封建時代、土地はすべて領主のものであり、たとえ無人島であっても幕府が町人に分与することなど本来あり得ない。文書が書かれたのは、渡海許可を得た人物の二、三代後。子孫が先祖の業績を過大評価して『拝領』などの表現を使ったのだろう」

―ほかにどんな点で根拠が薄いのか。

「日本は一六九六年に鬱陵島への渡海を禁じた。それは竹島の領有意思否定を意味する。日本政府は『当時幕府が禁じたのは鬱陵島への渡海であつて竹島は禁じていない』

■終わりに

以上、内藤教授の本を中心に、「竹島（独島）」を読んできた。内藤教授の『竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史』（多賀出版）は四七〇〇円十税で、とてつもなく高い学術本である。一方、下條教授の『竹島はどちらのものか』は文春文庫で六八〇円十税ということと比較的安い。島根県の「竹島の日」条例制定の頃は、下條教授の本は品切れで、かなりの書店で探し求めたがなく、結局は図書館で借りることになった。

ところがである。最近では、下條本は増刷され、書店で平積みされており、しかも結構売れている様子である。この本の帯には「デカデカと『韓国側の領有権主張に根拠がないこれだけの理由』とある。内藤教授の本や『半月城通信』が読まれないまま、下條本で竹島（独島）問題が理解されるのは残念なことである。もっと安価で竹島（独島）問題の正しい理解を勧める本が出版できないか。例えば『竹島は日韓どちらのものか、韓国のものだ』という本がある。

「竹島は歴史上も国際法上も日本固有の領土」という主張が歴史的な検証抜きで喧伝されるなかで、内藤教授のよいうな本があることはうれしいことである。内藤教授は、一

九〇五年の竹島の日本領土編入についても様々に問題点を指摘している。また、竹島（独島）の日本領有に対する明治時代の島根・鳥取県の排外主義的意識や、安龍福の抗議来日をめぐっての「一国主義歴史観の克服」の指摘、同時にその正当な評価など紹介したいことは多いし、国際法上の問題にも触れるべきだが、紙幅が尽きた。後日を期したいと思うが、残念ながら自信はない。国際法上の問題点についても、『半月城通信』の知識は豊富であるので、ご覧いただきたい。

【追記】内藤正中教授の「竹島は日本固有領土か」と題する論文が『世界』六月号に掲載された。日本外務省の見解への批判など内藤教授の説がコンパクトにまとめられている。

社会民主主義への出発

三輪 丈雄

はじめに

本稿は「社会主義」二月号に掲載された、瀬戸宏「科学的社会主義と社会民主主義の関係整理についての試論」についての社会民主主義の立場からの検証である。

本稿の目的、構成などを述べる前に本稿執筆に至るまでの経緯を簡単に述べよう。まず、『社会主義』二〇〇五年二月号に瀬戸宏氏による「科学的社会主義と社会民主主義の関係整理についての試論」（以下、瀬戸論文）が掲載された。

表題にある通り、瀬戸論文は科学的社会主義と社会民主主義の関係性をテーマにしている。その内容はいくつかの根拠や前提に基づいて、日本では社会主義インターやヨーロッパの社会民主主義政党とは異なる、科学的社会主義的

な社会民主主義が成立し得るという内容であり、社会主義の側にとっては違和感を禁じ得ない内容が含まれていた（詳細は後述する）。これに対し、筆者は拙稿「政策と政権参加における社会民主主義的思考」（『進歩と改革』二〇〇五年四月号掲載）において若干のコメントを行い、さらに拙稿に対しても『社会主義』四月号掲載の瀬戸宏「山川均『社会主義への道』」において若干のコメントが掲載された。

以上がこれまでの経緯である。以下、本稿の内容を述べよう。詳細は後述するが、瀬戸論文はいくつかの重要な問題を提起しているために、それらすべてを十分に検討していくには与えられた紙幅は十分なものではない。したがって、本稿ではまず論点整理を行い、次に瀬戸論文が（日本の社会民主主義政党が科学的社会主義との関係において）



発行人・松本弘也
発行所・東京都港区芝5の26の30 進歩と改革研究会 振替00190-1-754092 TEL(3451)0340 FAX(3454)0259
印刷所・東京都品川区東品川1の6の16 株式会社 太平印刷社

進歩と 改革

Z1-21
(645)
2005.9



1200500960292



❖主張 総選挙戦略の確立を
ミサイル防衛が日本にもたらすもの 田巻 一彦
もんじゅ最高裁判決の驚くべき内容 大島茂士朗
道州制をめぐる最近の動向 上林 得郎
中国和諧社会は「三農」が鍵 曾我 祐次
篤農家から学ぶこと 西村 和雄
上越市議増員選挙を闘って 小関 信夫
怒りと攻撃について 田畑 稔

<http://www.s-kaikaku.com>

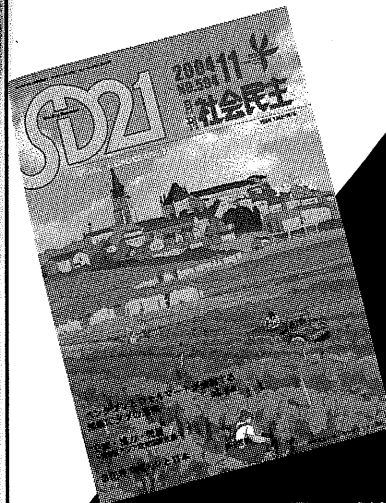
E-mail : s-kaikaku @ cnr.ne.jp

社会新報は、読みやすいタブロイド判 16ページに充実記事がぎっしり

社会新報は、政局や社民党の活動等の速報性を追求すると共に、ホームページに寄せられた声を紙面にフィードバックするなど、社民党の週刊機関紙として解読に重点を置いた紙面構成が特長。
タブロイド判では、女性面の増設や、労働、自治体議員、福祉、消費者、生活を8、9面見開きで週替わりで特集、環境、医療、食文化を11面で週替りの特集を取り、12面は一般紙にはない角度からアプローチするなど、社民党ならではの活版が満載。

1面=社民党の活動/ヘッドライン(各紙面内容を紹介) /コラム(週1回) 2面=政治記事/政治マンガ 3面=主張/政治記事・解説/党首元氣日誌 4面=政策の是非/情報速報を週替りして発信 5面=政策の焦点または特報のデータetc. /経済コラム/数字 6面=福祉 7面=女性 8面=国際/連載「挑戦し続ける堀江謙一の単独航海」 8面~9面=特報(労働・福祉・文化) 10面=読者のページ(投稿欄) …ひろば/まんが/川柳/寸評/伝聞 11面=長編小説/食文化 12面=文化のページ(芸能/スポーツ/書評/著名人インタビュー) 13面=特報(福祉・労働) 14面=自治体議員情報/「市民の絆」情報/催し物/選挙情報 15面=地方記事/写真企画 16面=社会トップ記事ほか

タブロイド判16ページ/週刊(毎週水曜日発行)
購読料■1ヵ月700円(送料160円)/6ヵ月5,160円/12ヵ月10,320円



月刊社会民主は、社民党の月刊総合誌です。
社民党の政策資料をはじめ、社民主義の理論・議論、国内外の政治・社会・文化・運動を幅広く、しかもきめ細かくフォロー。福島みずほ党首の対談「いま会いたい、いま話をしたい」や、ジャーナリストの大谷昭宏さんの「気ままにひとこと」、評論家の佐高信さんの「筆刀両断日記」、船瀬俊介さんの「魅にいいコラム」などを好評連載中です。その他、社民党の声明・談話など、盛りだくさんの内容でご好評いただいています。

B5判/月刊(毎月1日発行)
購読料■一冊600円(送料92円)/6ヵ月4,152円/12ヵ月8,300円

社民党の総合誌「SD21 月刊社会民主」は
情況をとらえた特集や好評連載満載で、読者急増中!

社民党全国連合 機関紙宣伝局

東京都千代田区永田町1-8-1 社会文化会館

定期購読のお申し込みは機関紙宣伝局へどうぞ。

メール (zaisei@sdp.or.jp) 電話 (03-3592-7515) FAX(03-3581-3528)